

那珂市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき令和2年度の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和3年3月25日

那珂市監査委員 城 宝 信 保

那珂市監査委員 君 嶋 寿 男

令和 2 年 度  
定 期 監 査 報 告 書

那 珂 市 監 査 委 員

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項による定期監査

### 2 監査の範囲

令和2年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

### 3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、又は、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

また、重点監査項目に収入事務（滞納整理事務及び現金取扱事務）、支出事務（補助金等の支出）、契約事務（契約手続）、財産管理事務（備品管理）、事務管理（文書の整理及び保存）を設定し監査を行った。

### 4 監査の主な実施内容

監査に当たっては、全課室及びあらかじめ指定した施設に調書及び資料の提出を求め、対象課室等から提出された資料に基づき、予備監査として補助職員による関係書類の監査を実施した。本監査においては、対象課室長等から提出資料に基づき説明を受け、質疑を行うとともに、出先機関については、現地において監査を実施した。

### 5 監査の実施期間

令和2年9月28日から令和3年2月26日まで

### 6 監査の対象及び実施日程

監査対象		予備監査	本監査
企画部	秘書広聴課（シティプロモーション推進室・市民相談室）	令和2年11月30日	令和2年12月25日
	政策企画課	令和3年1月8日	令和3年1月26日
総務部	総務課（行財政改革推進室・監査委員事務局・選挙管理委員会・固定資産評価審査委員会・公平委員会事務局）	令和3年1月5日	令和3年1月25日
	財政課	令和3年1月5日	令和3年1月25日
	税務課	令和2年11月2日	令和2年11月25日
	収納課	令和2年11月2日	令和2年11月25日
	瓜連支所	令和2年12月2日	令和2年12月24日
市民生活部	防災課	令和3年2月2日	令和3年2月25日
	市民協働課	令和3年1月7日	令和3年1月26日
	ふれあいセンターよこぼり	令和2年10月1日	令和2年10月28日
	ふれあいセンターごだい	令和2年10月30日	令和2年11月27日

(市民生活部)	ふれあいセンターよしの	令和 2 年 10 月 1 日	令和 2 年 10 月 27 日
	総合センターらぼーる	令和 2 年 12 月 2 日	令和 2 年 12 月 24 日
	市 民 課	令和 3 年 1 月 4 日	令和 3 年 1 月 26 日
	環境課(消費生活センター)	令和 3 年 2 月 2 日	令和 3 年 2 月 25 日
保健福祉部	社 会 福 祉 課	令和 3 年 1 月 7 日	令和 3 年 1 月 26 日
	こ ども 課	令和 3 年 1 月 6 日	令和 3 年 1 月 26 日
	菅 谷 保 育 所	令和 2 年 10 月 30 日	令和 2 年 11 月 27 日
	地域子育て支援センター	令和 2 年 10 月 30 日	令和 2 年 11 月 27 日
	こども発達相談センター	令和 2 年 11 月 5 日	令和 2 年 11 月 27 日
	介 護 長 寿 課	令和 3 年 1 月 6 日	令和 3 年 1 月 26 日
	保 険 課	令和 2 年 11 月 30 日	令和 2 年 12 月 25 日
	健 康 推 進 課	令和 2 年 11 月 5 日	令和 2 年 11 月 27 日
産業部	農 政 課	令和 3 年 2 月 3 日	令和 3 年 2 月 26 日
	商 工 観 光 課	令和 3 年 2 月 3 日	令和 3 年 2 月 26 日
建設部	土 木 課	令和 3 年 1 月 29 日	令和 3 年 2 月 26 日
	都 市 計 画 課	令和 3 年 1 月 28 日	令和 3 年 2 月 26 日
	建 築 課	令和 3 年 2 月 1 日	令和 3 年 2 月 26 日
上下水道部	下 水 道 課	令和 2 年 11 月 5 日	令和 2 年 11 月 26 日
	水 道 課	令和 2 年 11 月 6 日	令和 2 年 11 月 26 日
会 計 課		令和 2 年 10 月 1 日	令和 2 年 10 月 26 日
議 会 事 務 局		令和 2 年 9 月 28 日	令和 2 年 10 月 26 日
農 業 委 員 会 事 務 局		令和 2 年 9 月 28 日	令和 2 年 10 月 26 日
教育委員会	学校教育課(指導室)	令和 2 年 11 月 4 日	令和 2 年 11 月 26 日
	学校給食センター	令和 2 年 9 月 29 日	令和 2 年 10 月 28 日
	ひまわり幼稚園	令和 2 年 9 月 30 日	令和 2 年 10 月 27 日
	横堀小学校	令和 2 年 9 月 29 日	令和 2 年 10 月 28 日
	額田小学校	令和 2 年 9 月 30 日	令和 2 年 10 月 28 日
	菅谷小学校	令和 2 年 9 月 29 日	令和 2 年 10 月 27 日
	菅谷東小学校	令和 2 年 9 月 29 日	令和 2 年 10 月 27 日
	第二中学校	令和 2 年 9 月 30 日	令和 2 年 10 月 28 日
	第四中学校	令和 2 年 9 月 29 日	令和 2 年 10 月 27 日
	生涯学習課	令和 2 年 12 月 2 日	令和 2 年 12 月 24 日
	スポーツ推進室	令和 2 年 11 月 4 日	令和 2 年 11 月 26 日
	図 書 館	令和 2 年 10 月 30 日	令和 2 年 11 月 27 日
	中央公民館	令和 2 年 10 月 30 日	令和 2 年 11 月 26 日
歴史民俗資料館	令和 2 年 11 月 4 日	令和 2 年 11 月 26 日	
消防本部	総務課、予防課、警防課、東消防署、西消防署	令和 2 年 9 月 30 日	令和 2 年 10 月 27 日

## 第2 監査の結果及び所見

### 1 重点監査項目による監査結果

#### (1) 収入事務

##### (滞納整理事務)

滞納整理事務は、適正に執行されていると認められた。

所管課においては、滞納の状況と理由を明確に把握し、引き続き収入未済額解消に向けて計画的に対応を進めるとともに滞納額の縮減に取り組まれない。

##### (現金取扱事務)

現金取扱事務は、適正に執行されていると認められた。また、郵便切手の管理についても、受払簿の残枚数と現品が一致していることを確認した。

一部の部署においては、職務に関連する準公金を数多く取り扱っていることから、出納整理簿により管理するなど厳正な事務の執行に努められない。

#### (2) 支出事務（補助金等の支出）

補助金等の支出は、適正に執行されていると認められた。

今後も補助金等が市民から徴収された税金その他貴重な財源で賄われているものであることに留意し、交付規則及び要綱を遵守して適正な交付事務の執行に努められない。

#### (3) 契約事務（契約手続）

契約に係る事務は、適正に執行されていると認められた。

一部の部署において、誤った入札方法で契約している事例や、予定価格書及び事業者から徴収した見積書が封緘処理されていない事例が見受けられたので、財務規則等を確認し、適正な契約事務の執行に努められない。また、随意契約は競争契約を原則とする契約方法の例外であり、随意契約とする場合には理由及び令の該当条項を明確にする必要があることを十分認識されたい。

#### (4) 財産管理事務（備品管理）

備品管理は、適正に執行されていると認められた。

しかし、一部の部署において、物品と帳簿の照合が行われていなかった。市有財産は、市民から託された大切な財産である。今後は、備品の使用状況及び保管状況の把握に努め、照合の結果を正確に備品台帳に記録されたい。

#### (5) 文書管理事務

文書の整理及び保存は、適正に執行されていると認められた。

文書の保存状況については年度別にファイリングして整理され、個人情報を含む文書については鍵付のキャビネットに保存されていた。引き続き適切な事務の執行に努められない。

## 2 対象課室別の監査結果

### 【企画部】

秘書広聴課（シティプロモーション推進室・市民相談室）、政策企画課

（監査の結果）

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

（個別的所見）

秘書広聴課について、県内の昭和20年以降生まれの市町村長で構成されたミネルバ21は戦後生まれの若い首長の意見を反映するために組織されたものだが、時間が経って、ほとんどの首長が加入している状況なので、所期の目的は達成したと言わざるを得ない。今後も活動を続ける必要があるのであれば、昭和20年の線引きを廃止して、県内の市町村長全員で構成することを提言するなど、今後を見据えた会の在り方について考える時期に来ていると思われるので検討されたい。

政策企画課について、交流人口の増加や地域の活性化を図ることを目的に自転車の活用を推進すべく、安全で快適な走行環境の整備を進めていくとのことだが、既存道路の整備に当たっては、まずはその道路を生活道路として使っている人にとって使い勝手のいい環境となることを優先すべきだと思われる。また、街路樹がある道路に自転車専用通行帯を整備する場合には、街路樹が通行の妨げとならないようメンテナンスを行う等、歩行者と自転車の安全性を考慮して、より良い道路環境の整備に努められたい。

### 【総務部】

総務課（行財政改革推進室・監査委員事務局・選挙管理委員会事務局・固定資産評価審査委員会事務局・公平委員会事務局）、財政課、税務課、収納課、瓜連支所

（監査の結果）

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

（個別的所見）

総務課について、人事評価による評価結果を来年度から人事異動や給与等に反映するとしたことは、職員全体の士気の高揚につながるものであり評価できる。評価に際しては、どうしても評価者の判断に委ねる部分があるなど難しい面があり、運用上の負担はあると思われるが、引き続き慎重に準備を進められたい。

瓜連支所について、瓜連支所庁舎は建築後34年が経過し修繕等も増えてきている状況にあり、維持管理には毎年多額のコストがかかっている。大規模改修工事が必要な時期が近付いているが、検討に当たっては、今後の市全体での将来を見通した中での在り方について議論すべきだと思われるので留意されたい。

## 【市民生活部】

防災課、市民協働課（ふれあいセンターよこぼり、ふれあいセンターごだい、ふれあいセンターよしの、総合センターらぼーる）、市民課、環境課（消費生活センター）

### （監査の結果）

環境課について、墓地管理料において収入の消し込み誤りや免除申請手続きの遅延等、債権管理がおろそかになっている状況が見受けられたので、速やかに改善すべきである。滞納者の状況を正確に把握するとともに調定の時期に十分注意して適切な事務の執行に努められたい。

その他の財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

### （個別的所見）

市民協働課について、自治会加入率の低下は那珂市だけでなく全国的な問題になっており、解決は一朝一夕にはいかない状況である。特に単身者や若い世代は自治会のメリットを感じられず、加入を前向きに考えることが難しいと思われる。加入後は継続的に地域活動に参加してもらうことが大切であるが、このまま何もしなければ加入率は下がる一方なので、右肩下がり状況に少しでも歯止めをかけるには、自治会に加入している人たちが加入して良かったと思えるような企画の立案が必要だと思われる。

市民課について、特別定額給付金の給付申請やマイナポイント事業等の影響でマイナンバーカードの申請率は伸びているとのことだが、まだマイナンバーカードの普及率は低く、利用件数も多いとはいえない。3月から順次マイナンバーカードが医療保険証として利用できるようになるとのことだが、今後急激に申請件数が増えても対応できるように、引き続きマイナンバーカードの普及と利用できるサービスについて、より広く市民への周知に努められたい。

## 【保健福祉部】

社会福祉課、こども課（菅谷保育所、地域子育て支援センター、こども発達相談センター）、介護長寿課、保険課、健康推進課

### （監査の結果）

こども課について、令和元年度の学童保育徴収金において、保育料の算定を誤ったことにより一部の保育料が調定漏れとなっていた。今後は、調定額の算定及び調定の時期に十分注意して適切な事務の執行に努められたい。

その他の財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

### （個別的所見）

地域子育て支援センターについて、フレンドリー保育の当初の目的は、幼稚園入園を控えた子ども達と保護者が交流したり情報交換したりすることだったが、保育・幼児教育無償化制度の開始により、フレンドリー保育は限られた一部の利用者のための支援となっており、

所期の目的は達成されたと思われる。今後の事業の在り方については見直す時期にきていると思われるので、留意して取り組まれない。

介護長寿課について、敬老事業は、敬老会を今後も継続して開催するかどうか、検討委員会において検討したが結論は出ず、当面は敬老会の実施または記念品配布の選択制で5年間実施することとなったとのことだが、市から補助金を交付して開催されているものなので、税金が使われている以上は、参加率が年々低下している現状のまま継続するのは望ましいとはいえないと思われる。今は参加者それぞれが自分なりの趣味や楽しみを持っており、当初の開催の目的も達成したといえる部分はあると思われるので、より効果的で効率的な実施方法を模索するとともに、より市民の福祉向上に寄与する有益な事業への振替なども含めて前例にとらわれることなく検討されたい。

また、介護保険特別会計については、介護認定審査会は、介護保険制度が始まった当初は認定審査に当たって医療や福祉の専門職の知見が必須であったと思われるが、今後も増大すると見込まれる需要に応じていくためには、事務負担を軽減していくことが必要である。効率化や簡素化が可能なものについては、引き続き積極的に推進して行くよう努められたい。

## 【産業部】

農政課、商工観光課

(監査の結果)

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

(個別的所見)

農政課について、芳野農産物直売所は、高齢化が進むなど活性化が課題となっている。昨年、同建屋に飲食店が開店した影響で売上が伸びているとのことだが、経営の感覚をもって持続的に運営ができるよう引き続き助言に努められたい。

## 【建設部】

土木課、都市計画課、建築課

(監査の結果)

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

## 【上下水道部】

下水道課、水道課

(監査の結果)

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

(個別的所見)

下水道課について、下水道の整備に長い時間を要することは、多額の費用を要するのでやむを得ない面はあるが、日常生活にかかわることなので、あまりにも工期が遅れが生じると計画の信ぴょう性がなくなり、市民の生活設計に影響が出てしまう。下水道の整備は要望も多く、市民は期待しているところであるので、現実的な整備時期の見通しや排水処理方法をしっかりと示し伝えられるよう努めるとともに、計画的に整備を進められたい。

## 【会計課】

(監査の結果)

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

(個別的所見)

会計課について、RPAの導入により定型的な部分の会計事務の簡素化が考えられるが、市単独で進めるには難しい部分もあるので、既にRPAを導入している他市町村に話を聞いたり、会計担当職員が参加する研修会に提起したりして、引き続き事務の効率化に向けた取り組みを検討されたい。

## 【議会事務局】

(監査の結果)

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

## 【農業委員会事務局】

(監査の結果)

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

## 【教育委員会】

学校教育課（指導室、学校給食センター）、ひまわり幼稚園、横堀小学校、額田小学校、菅谷小学校、菅谷東小学校、第二中学校、第四中学校、生涯学習課（スポーツ推進室、

図書館、中央公民館、歴史民俗資料館)

(監査の結果)

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

(個別的所見)

学校教育課について、小中一貫教育は今年で6年目を迎えたが、一般の市民にはその趣旨や目的は未だ浸透しているとは言い難い状況である。一部の学校では学校要覧に学園の目標を示しているようだが、小中一貫教育を始めたからには、もっと学園の特色を出す必要があると思われる。また、学園長のような学園の意思決定を行う存在がおらず、それぞれの学校単位で独立しているので、学園の一体性や一貫性が感じられない。市民の目から見てどのような成果が出ているのか示せるように引き続き努められたい。

総合センターらぼーる図書室について、図書館は、図書の貸出だけでなく来館者に情報提供する役割も担っているため、運営に当たってはイベントを実施したり本を紹介したりするなど工夫が必要であるが、らぼーる図書室では限界がありそういった期待に応えるのは難しいと思われる。現在利用している者の利便性について考慮する必要はあるが、那珂市立図書館に経営資源を集中させた方が、市民により充実した図書館サービスが提供できると思われるので、今後の在り方について引き続き検討されたい。

スポーツ推進室について、全国大会や世界大会への出場実績のある個人や団体に報償金を交付しているが、そういった選手が市内に多数いることは一般の市民にはあまり知られていないので、市報に掲載するなどして積極的に伝えられるよう努められたい。

## 【消防本部】

総務課、予防課、警防課、東消防署、西消防署

(監査の結果)

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

### 第3 総括的所見

少子高齢化が進行し、扶助費が増大していく傾向が今後も続いていくことが予想され、大きな収入の増加も見込めない状況下において、公共施設の経年による劣化も進行し、大規模な修繕や更新が必要となってきたりしている施設が見受けられる。今後も必要な市民サービスを提供し、持続可能な財政運営をしていくためには、このまま、現在実施しているすべての事業を実施し、すべての公共施設を管理し続けることは難しくなることが考えられるので、市民にとって何が優先すべきことなのか議論し選択していく必要があると思われる。

老朽化が進み大規模改修や建替えが必要となる施設については、将来を見通した市全体における市民サービスの提供の観点から、将来に渡り必要不可欠なものであるか施設配置の最適化等について改めてもう一度検証し、その上で改修や建替え等を実施していくことが必要だと思われる。

施設等の修繕更新については、優先順位を付けて計画的に修繕や更新を進めていく必要があるが、急な修繕を要する多くの不具合が出てきており、財政が厳しい中、その対応に追われて計画的な修繕を行っていく流れになかなか至っていないような状況である。必要なサービスを持続的に提供して行けるよう、中長期的にしっかりと取り組んでいく必要があると思われる。

事業を開始してから年月を重ねた事業については、時代も大きく変化しており、所期の目的や有効性が変化してきているものもあると思われる。今まで続けてきた事業でもあり有意義であることは理解するが、そういった事業においても、もっと踏み込んで、やめられるものはやめる、より効果の高い事業に振り替えていくといったことを検討していかないと、人的にも予算的にも持続は難しく、新たな行政課題に対応していくことも難しくなると思われる。

各施設の他、市道や公園をはじめとする公共施設については、設置後にも維持管理費のほか借地料・起債利子などの諸コストが必要なことを十分認識し、あらかじめ設置時に検討すべきであると思われる。また、設置後についても、前例にしばられることなく、合理的かつ持続可能な新たな維持管理方策について、常に工夫していくことが必要であると思われる。

緑化管理については、管理回数を抑えるなどコスト削減の努力をしているが、総量がとても大きく維持管理に多額のコストがかかっているように見受けられる。緑化率や景観の問題などもあるが、そのような諸条件を踏まえたうえで、総量を削減したり、高木にならないように剪定したり、必要性について見直したりするなど、維持管理のコストを抑える検討が必要だと思われる。

借地については、行政が行う事業は利益を目的としたものではないので、借地において公共施設の整備を行うことは、コストを押し上げてしまう大きな要因となると考えられる。必要な事業用地は取得することを基本とするとともに、借地については引き続き解消に向けて努めていく必要があると思われる。

人口減少の局面を迎える中、活力ある地域を維持するためには、那珂市に住んで子育てしたいと思えるベースとなる環境づくりをより一層推進する必要があると思われる。そのためには、他分野の現在の経費等についても一度見直すなど、こうした本当に必要な重点的な施策に予算配分をシフトして行けるよう努めていく必要があると思われる。

未収金については、明らかに収納が困難と思われるような債権を、長い間そのまま未収金として計上しつづけているものがいくつか見受けられる。自力での調査権や執行権を持たない私債権に分類される債権がほとんどであるが、未収金を計上するにも無駄な事務を行い、経費を要していることに十分留意すべきである。いたずらに判断を先延ばしすることなく適切に判断していくべきだが、進んでいないのが現状であるので、取扱い基準等を定めるなど、適切な債権管理の在り方について議論し検討していく必要があると思われる。

以上のことを踏まえ、事務を処理するに当たっては、市民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げることができるよう、また、組織及び運営の合理化に努めるよう留意されたい。